

言語障害

(2) 言語障害のある子供に応じた教育課程編成

① 言語障害教育の経緯

ア 言語障害教育の歴史

(ア) 我が国の言語障害教育の萌芽

我が国の言語障害教育は、明治期における伊沢修二の楽石社での実践にその萌芽を見ることができます。楽石社の実践は吃音の治療指導を中心に発展し、大正期には分社、支部、出張所を開設するに至っています。この楽石社の実践は、明治・大正期において民間事業としての業績を残しています。学校教育では大正期、東京市の小学校に吃音学級が開設されて、大正 15 年に東京市深川区の八名川尋常小学校、芝、神田の二つの学校に吃音学級が開設されたとの記録があります。

現在の言語障害教育は、戦後の新しい教育の始まりとともに試みられた宮城県仙台市立通町小学校における濱崎健治教諭の実践、千葉県市川市立真間小学校における大熊喜代松教諭の実践を基として発展してきたものです。

濱崎は、ローマ字を用いた東北地方のなまり音矯正方法の研究や、個人差に応じた指導の研究を契機に言語障害教育への実践に取り組み、昭和 28 年には校内の言語障害のある子供のための「ことばの教室」を開設しました。「ことばの教室」での指導は、主として放課後等の課外指導として行われていました。

(イ) 言語障害特殊学級の始まり

濱崎や大熊らの実践は、昭和 33 年には仙台市立通町小学校に、昭和 34 年には千葉市立院内小学校にそれぞれ言語障害特殊学級が開設されたことを契機にして、言語障害特殊学級が言語障害教育の場として発展していきます。言語障害特殊学級での指導は、教育課程上、各教科の指導は通常の学級で受け、障害の改善にかかわる指導を言語障害特殊学級で行うことが一般的であり、「通級方式」、「通級制」等と呼称されました。

この指導形態は、平成 5 年に「通級による指導」の制度として位置付けられました。

(ウ) 「通級による指導」の制度の成立

昭和 37 年 10 月の文部省初等中等教育局長通達（第 380 号）「学校教育法及び同法施行令の一部改正に伴う教育上特別な取扱を要する児童生徒の教育措置について」に「言語障害者は、その障害の性質及び程度に応じてその者のための特殊学級を設けて教育するか又は普通学級において留意して指導すること。」と記述され、初めて言語障害のある子供の教育的措置が明示されました。

昭和 44 年には、特殊教育総合研究調査協力者会議から「特殊教育の基本的な施策のあり方について（報告）」が、また、昭和 46 年には中央教育審議会から「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本方策について（答申）」が発表され、その中で心身障害児の多様な教育の場、多様な指導形態について提言されています。

昭和 53 年には、特殊教育に関する研究調査会から「軽度心身障害児に対する学校教育の在り方」が報告され、「言語障害児の指導について、その性質や程度に応じて、言語障害特殊学級での指導と通級又は専門教員の巡回による指導、通常の学級において留意して指導を行うこと」と提言されますが、制度の実現には至りませんでした。

昭和 62 年には臨時教育審議会から「教育改革に関する第三次答申」が発表され、その中で「小・中学校の特殊学級について、障害の実情を考慮し、いわゆる通級学級における指導体制の充実を含め、その一層の整備充実を努める。」と提言されています。また、昭和 63 年の教育課程審議会の答申においても「通級指導」の充実が述べられています。

こうした経緯を経て、平成 4 年には通級学級に関する調査研究協力者会議の審議のまとめ「通級による指導に関する充実方策について」が発表され、翌、平成 5 年に学校教育法施行規則の一部改正によって、「通級による指導」が明確に位置付くこととなります。

通級による指導の教育形態は言語障害の特性に応じた教育を進める上で特に適していることから、多くの言語障害特殊学級は通級による指導に移行してきました。

しかし、言語障害のある子供の中には言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあり、多くの時間、特別な指導を必要とする者がいたり、言語障害の状態の改善・克服を図るため心理的な安定を図る指導を継続的に行う必要性のある者がいたりしたため、これらの子供に対しては、言語障害特別支援学級を設置してそれぞれの実態に即した教育が行われています。

このように、現在、言語障害のある子供の教育は、対象となる子供の障害の状態に応じて、言語障害特別支援学級及び「通級による指導（言語障害）」の制度の下で行われています。

イ 言語障害教育の対象者

言語障害教育の対象者は「通級による指導」の制度が施行されてから、漸次、その対象となる者が増加し、その推移と現状は表Ⅱ－7－1に示すようになっています。また、表Ⅱ－7－2には平成 29 年度の言語障害教育の対象者を、指導の場と校種によって整理して示しました。

（文部科学省「特別支援教育資料」より）

（文部科学省「特別支援教育資料」平成 29 年度より）

② 言語障害教育の教育課程編成の基本的な考え方

学校教育において、言語障害のある子供に対する指導は、例えば難聴に基づく言語障害については特別支援学校（聴覚障害）等、脳性まひに基づく言語障害については特別支援学校（肢体不自由）等というように、その主たる障害に基づく障害種別を対象とする学校等で行われています。したがって、それ以外の言語障害、例えば構音障害や吃音等の話し言葉に障害のある子供に対する指導は、一般にそのほとんどが小・中学校における通級による指導により行われています。

しかし、言語障害のある子供の中には、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあり、かなりの時間、特別な指導を必要とする者がいたり、また言語障害の状態の改善・克服を図るための心理的な安定を図る指導を継続的に行う必要性がある者がいたりすることから、通級による指導では十分でなく、より配慮を要する障害の状態の者がいます。こうした子供に対しては言語障害の状態の改善の指導を適切に行うと同時に、言語障害にかかわる教科指導等の配慮をより手厚く充実させて指導することが必要であり、言語障害特別支援学級において、子供の障害に応じた特別の教育課程を編成して教育を実施することとなります。

通級による指導（言語障害）の対象の子供は、通常の学級において学習するのが適切ですが、一部、障害に応じた特別な指導を必要としており、**通級**による指導においては個々の言語障害の状態を改善することを目的とした特別な指導が行われることとなります。

③ 障害の程度に応じた教育課程の編成

ア 言語障害特別支援学級

言語障害特別支援学級は、口蓋裂、構音器官のまひ等、器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、その程度が著しい者を対象としています。

例えば、言語機能の基礎的事項に発達の遅れがあり、かなりの時間、特別な指導を必要とする者や、言語障害の状態の改善・克服を図るための心理的な安定を図る指導を継続的に行う必要性がある者、また、言語障害にかかわる教科指導等の配慮をより手厚く充実させて指導することが必要である者を対象に、特別の教育課程を編成して教育を行うことが考えられます。

特別支援学級の教育課程は、子供の障害に応じた特別の教育課程を編成することとしていますが、その編成に当たり、特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領を参考とすることとなっています。

子供の障害に応じた特別の教育課程の編成については、自立活動における言語機能の基

基礎的事項の指導など言語障害の状態の改善又は克服を目的とする指導と、各教科の中でも言語障害にかかわり個別指導などでより手厚く行う必要がある国語科（英語科）、算数科（数学科）については特別支援学級で行い、生活科、図画工作科（美術科）、体育科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間など集団の中で行うことがふさわしい教科等については、通常の学級で行うことが考えられます。

イ 通級による指導

通級による指導（言語障害）は、口蓋裂、構音器官のまひ等の器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準ずる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする者を対象としています。すなわち、通級による指導（言語障害）の対象の子供は、通常の学級において学習するのが適切ですが、一部、障害に応じた特別な指導を必要とする者です。

障害に応じた特別の指導は、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導とし、特に必要があるときは、障害の状態に応じて各教科の内容を取り扱いながら行うことができるものとする（平成28年12月学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について＜通知＞）。

通級による指導（言語障害）を行う場合には、特別の教育課程を編成することとされ、その内容は、障害の状態に応じた特別の指導を小・中学校の教育課程に一部加えて、あるいは替えて編成するものとされています。また、子供の障害に応じた特別の指導に係る授業時数は「年間35単位時間から280単位時間を標準」とするとされています。

教育課程の編成に当たり、障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の「自立活動編」を参考にすることとされています。

障害による学習上又は生活上の困難を改善し、又は克服することを目的とする指導の内容は、正しい音の認知や模倣、構音器官の運動の調整、発音・発語指導などの構音の改善にかかわる指導、遊びの指導、劇指導、斉読法などによる話し言葉の流暢性を改善する指導、遊びや日常生活の体験と結び付けた言語機能の基礎的事項に関する指導などが考えられます。